

# 資料編

---

## 1. 資料請求事項

---

- 1月12日開催の第11回議決すべき計画に関する特別委員会において、資料請求があった①~④について整理いたしました。
  - ①土地の等価交換における手続き期間（見込み）
  - ②地域別通園人数（忍ヶ丘あおぞらこども園）
  - ③認定こども園の整備に活用できる起債・交付金等
  - ④社会資本整備総合交付金の活用可否

## 資料請求事項① 土地の等価交換における手続き期間（見込み）

- 用地取得にあたっては、**各種関係計画との整合性や必要性等を踏まえて判断し、用地を取得していく方針とした場合は、購入、交換、贈与などの取得方法を含め、土地所有者と協議**することとなります。
- 一例として、土地を等価で交換する場合の一般的な工程と事務手続期間等を以下に示します。

鑑定評価  
約2~3ヶ月

- 交換する土地の取引価格を確認するため、不動産鑑定を行います。（約2~3ヶ月程度）

交渉業務  
nヶ月

- 不動産鑑定評価額をもとに相手方と交換内容について協議を行います。
- 協議期間は、相手方との協議状況により異なるため、**事前に見積もることは困難**です。
- 『等価』とするために、各々の㎡単価（評価額）に面積を乗じて価格を均等に調整していく過程で、どちらか一方の土地に『残地』が生じた場合、この取扱いも含めて交渉する場合があります。

(仮) 契約  
約0.5ヶ月

- 相手方と合意した後は土地の交換契約書を締結します。（約2週間）
- ただし、交換する価格の差額が、その**高価なものの価額の6分の1を超える時は、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議決が必要**となります。

議決  
nヶ月

- 議決が必要な場合は、**議案の提出に係る期間が別途必要**となります。

予算  
nヶ月

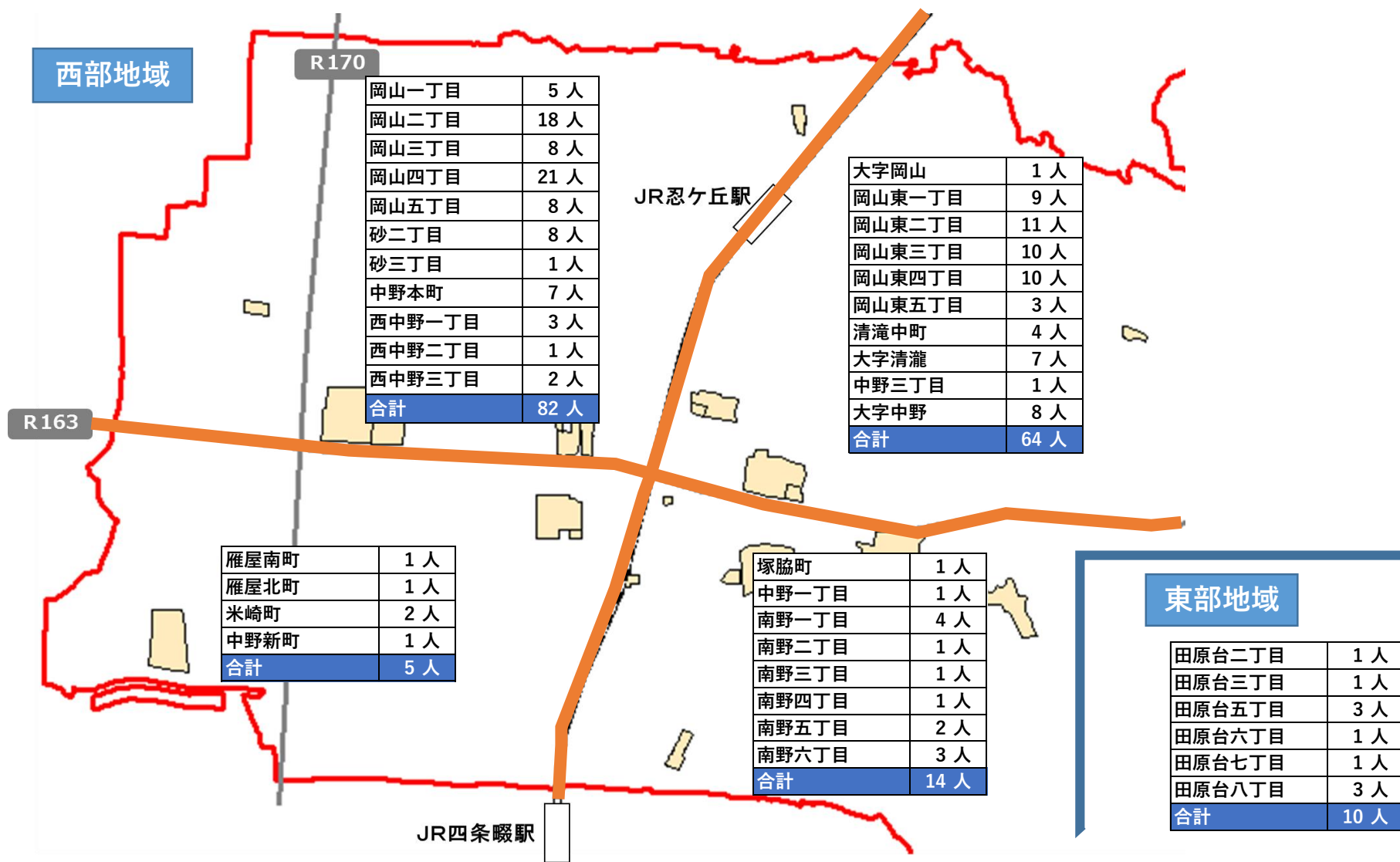
- 交換する土地の価格に差額が生じ、金銭で補足する場合は、**予算措置に係る期間が必要**となります。

登記  
約1カ月

- 所有権移転登記申請書を作成します。（約2週間）  
※ただし、上記期間には、相手方が準備する添付書類等の取得期間は含めていません。
- 大阪法務局東大阪支局へ申請書提出後、登記完了済証を受領します。（約2週間）

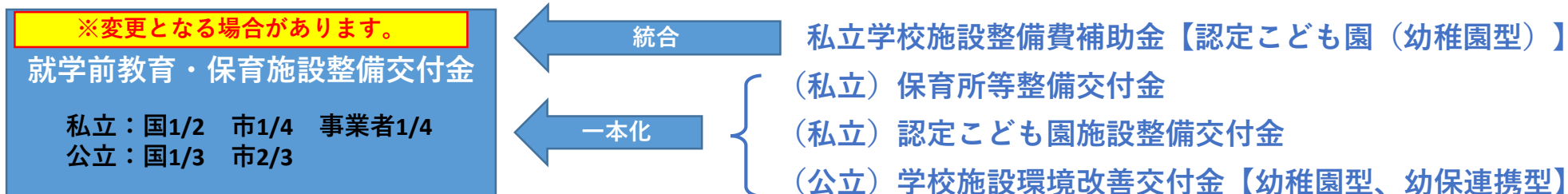
## 資料請求事項② 地域別通園人数（忍ヶ丘あおぞらこども園）

- 令和5年1月1日現在の園児数は175人です。（※市内在住に限る。）
- 地域別の通園人数は、以下のとおりです。



# 資料請求事項③ 認定こども園の整備に活用できる起債・交付金等

- 令和5年度からこども家庭庁が設置され、園を対象とする施設整備事業・災害復旧事業は、原則として、こども家庭庁に移管し、一本化されます。
- 現時点で把握している情報をもとに、令和5年度からの起債・交付金等を整理しました。



忍ヶ丘あおぞらこども園	幼保連携型 保育所機能分	50%	50%
		施設整備事業債（一般財源化分） 充当率：100% 交付税措置率：70%	一般補助施設整備等事業債 充当率75% 交付税措置率 0%
	幼保連携型 幼稚園機能分	1/3	2/3
		就学前教育・保育施設整備交付金	一般補助施設整備等事業債 充当率75% 交付税措置率 0%

### 調査内容① 熊野町が適用した事業メニューの活用可否

- 議決すべき計画に関する特別委員会において、事例紹介がありました広島県熊野町『熊野東防災交流センター』では、施設の整備にあたり以下の社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金事業）を活用して施設を整備。
- イー13 市街地整備事業
  - (1) 都市防災推進事業
    - ① 都市防災総合推進事業
      - 8 「被災地における復興まちづくり総合支援事業」とは、大規模な災害により被災した地区において復興のために実施される以下の事業をいう。
        - 1) 復興まちづくり計画策定支援
        - 2) 復興のための公共施設等整備

結論：熊野町が活用された事業メニューは、『大規模な災害により被災した地区において復興のために実施される事業』であるため、本市での活用は困難です。

### 調査内容② 社会資本整備総合交付金の活用可否

- 社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に一括されたもので対象事業の範囲が非常に広範囲となっています。
- 同交付金要綱では、事業別（例：道路事業、河川事業等）に対象事業を整理されているため、『施設整備』の目的から調査を進めていくことが容易ではありません。そのため、都市防災総合推進事業を対象に防災拠点施設の整備に関して活用可能な事業を大阪府へ問い合わせしました。

回答：災害対策基本法第42条第3項に規定されている地区防災計画等の市町村内の一定の地区内の住民等の避難や防災に関する計画に位置付けている場合は活用することが可能です。

本市の見解：交付金の要件として、一定の地域の避難者数（想定）を定めておかなければなりません。本市の地域防災計画の避難者数は市域全域で想定していることから、活用は困難です。

## 2. 防災拠点施設（他市事例）

---

第11回（令和5年1月12日） 議決すべき特別委員会 資料1より（再掲）

施設名	建築年	延床面積（㎡）	構造
防災コミュニティセンター	2018	4,208.09	RC (一部S)

### 《施設の案内》

本施設は、避難所機能を併せ持った町の防災拠点として、地域の安全安心に寄与するとともに、生涯学習の拠点として世代を超えた文化・芸術・スポーツの振興を目指します。



### 施設概要

総延床面積 4,208.39平方メートル

#### 防災センター棟

2,629.08平方メートル（鉄筋コンクリート造で一部鉄骨造・地上3階建）

#### 体育館棟

1,232.52平方メートル（鉄筋コンクリート造で一部鉄骨造・地上2階建）

#### 備蓄倉庫棟

283.79平方メートル（鉄筋コンクリート造・地上2階建）

竣工日 2018年11月30日

### 防災拠点

1. 地域住民の避難所施設として利用
2. 停電時に40時間の電力が賚る自家発電設備（重油ディーゼル）を設置
3. 太陽光発電システムと蓄電システムを設置
4. 断水時にトイレの水を3日間使用できる貯水槽とポンプ装置等を設置
5. 下水道管破損時に汚水を3日間溜められる汚水槽を設置
6. 防災情報や災害対策が学べる防災学習コーナーを常設
7. 避難生活に必要な飲料水や食糧、資機材を保管する備蓄倉庫を設置
8. 災害対策本部機能が設置可能

### 生涯学習の拠点

音響設備を備えた多目的室やホール、ギャラリースペース及び体育館など、文化・芸術・スポーツの振興に資する施設機能を完備

出典：王寺町HPより

### 【視察時の回答】（平成31年1月時点）

- ・ 防災センター棟及び備蓄倉庫棟については、緊急防災・減災事業債を活用し、体育館棟は公共施設最適化事業債を活用。
- ・ 事業費：設計 7,429万円、建築工事 17億5,447万3千円、施工監理 2,786万4千円 合計 18億5,662万7千円



◇フロアマップ



◇いずみギャラリー(1F)



絵画、書道、写真等の作品展示ができるギャラリースペースです。防災学習コーナーを常設しています。

防災学習コーナーパネル

◇調理室(2F)



料理教室や災害時の炊き出しにも、利用できます。災害時に備え、LPガスを使用しています。

◇多目的室(2F)



バレエ・ヨガ・社交ダンス・ジャズダンスや太極拳等の練習に適しているほか、防音性能を備え、音楽を流しながら各種ダンスの練習等にも利用できます。

◇会議室(B~E)(2F)



各種会議や研修会などに利用できます。人数や用途に応じて間仕切りで部屋の大きさを変化できます。

◇和室(2F)



華道・書道・茶道・読吟などに利用できます。

◇プレイロット(3F)



未就園児とその保護者の子育て支援の拠点で、町が開催する「すくすく広場」のほか、子育てサークルでの貸切利用もできます。

◇いずみホール(3F)



ミニコンサートや講演会開催のほか、防音性能を備え、音楽の練習等にも利用可能。ホールは響きが残るよう設計されており、ハンドベル、コーラス、小編成の吹奏楽、弦楽四重奏が心地よく楽しめます。

◇いずみアリーナ(1F)



公式バスケットコート1面、バレーボール及びミニバスケットコートは各2面、バドミントンコートは3面利用可能。空調装置を備え、避難所となった際にも快適な空間が確保できます。

◇備蓄倉庫(1・2F)



町の防災資機材を備蓄する倉庫です。1階にはミーティングルームを備えています。

施設名	建築年	延床面積 (㎡)	構造
防災コミュニティセンター	1993	4,341	S

## 《施設の案内》

災害時の津波浸水区域の皆さんの一時避難場所として、平時は防災情報の収集や研修、健康づくりの拠点として、平成28年4月にオープンした施設です。※従前の施設：民間商業施設



### 研修室・多目的室

※災害時等に「阪南市災害対策本部」を設置しています。また、平時は各種研修、講座等を実施しています。  
なお、一般の方への貸出しは行っていません。



研修室（1階）



多目的室（6階）

### 防災グッズの展示



最新の防災グッズを展示しています。



身近なものでできる防災グッズなどを展示しています。

### 血圧計



### 自動身長計付き体組成計



### キッズスペース



「赤ちゃんの駅」として、授乳やおむつ替えができます。

### 自転車エルゴメーター



### 耐震シェルターの展示



シェルターの中を見学できます。

### 防災図書



子ども向けの絵本、紙芝居もあります（貸出しは行っていません）。

《施設の活用状況》

スポーツ振興等のための施設の提供を行うことにより、市民のスポーツ振興を図り、健康の増進に貢献しています。また、本施設は、防災の啓発など、防災拠点としての機能も有しており、災害発生時の指定避難所としてあります。 ※従前の施設：大阪府立八尾南高等学校

施設名	建築年	延床面積 (㎡)	構造
南木の本防災体育館	1981	2,994.86	RC

調理室 (1F)



利用可能種目

料理等

テーブル 6台  
ガスコンロ 2口×6台

<各テーブルにある備品>

- ・まな板・さいばし×2・おたま・フライ返し・木べら
- ・ゴムベラ・パスタサーバー・ピーラー×2・計量カップ
- ・ざる (24.5cm・30cm)・おろしスライサー×2
- ・ボール (15cm・18cm・24cm・30cm)・泡だて器
- ・落し蓋・バット (42cm×31cm・28cm×21cm)
- ・はかり (2kg用)・キッチンタイマー・ハンドミキサー
- ・フライパン (20cm・25cm)・片手なべ (18cm)
- ・圧力鍋 (3.7L)・卵焼き器・計量スプーン・急須
- ・ナイフ×5・フォーク×5・デザートスプーン×5・グラス×5
- ・洋食器 (大皿・スープ皿・中皿・グラス) ×5
- ・和食器 (茶碗・汁椀・小鉢・小皿・湯のみ) ×5

<共通備品>

- ・冷蔵庫
- ・ホットプレート×2
- ・炊飯器 × 3・両手なべ (26cm×36cm) × 6
- ・オープンレンジ × 1→2

武道場2 (1F)



利用可能種目

剣道1面  
その他武道  
軽体操等

備考

面積 208㎡ (16m×13m)  
フロアー

武道場1 (1F)



利用可能種目

柔道1面  
その他武道  
軽体操等

備考

面積 234㎡ (18m×13m)  
畳

体育室 (2F)



利用可能種目

バレーボール2面  
バドミントン6面  
バスケットボール (中学生以上) 2面  
卓球16台  
ハンドボール1面 (練習のみ)  
その他施設運営上支障のないもの

備考

面積 1080㎡ (36m×30m)  
分割利用可 (1/2面)

その他の設備

コミュニティスペース (1F)・授乳室・多目的トイレ・更衣室・医務室・自動販売機



- 所在地 八尾市空港 1
- 敷地面積 11,679㎡
- 建築面積 5,182㎡
- 延床面積 10,108㎡
- 構造階数 S造 2F
- 工事期間 平成13年1月～平成15年
- 設計 (株)能勢建築構造研究所
- 施工 佐田・ハンシン建設共同企業体
- 請負金額 1,521,450千円

本施設は、府域3ヶ所で整備をすすめている広域防災拠点のうち、大和川以北淀川以南の地域を対象に整備した施設で、食料や生活必需品などを備蓄するとともに、災害発生時には備蓄物資の供給と救援物資の集配の拠点となります。

また、平常時には荷捌き場を体育館として利用できるようにし、地域との密接化を図っています。

計画にあたっては、隣接している八尾空港と一体感のある開放的な空間づくりを目指しています。

ソーラー発電設備を設置して、非常時の通信用電源を確保すると共に、雨水利用設備も設け、環境共生設備を防災用にも活用しています。